

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)
②名称	Federal Ministry of Justice / German Patent and Trade Mark Office (DPMA)
③所在地	Zweibrückenstr. 12, 80297 Münch, Germany
④連絡先	(電話) (49 89) 21 95 0 (FAX) (49 89) 21 95 22 21 (E-mail) info@dpma.de (internet) www.dpma.de
⑤組織の長	President : Ms. Cornelia Rudloff-Schaeffer
⑥沿革	(1) 技術的成果及び創作の保護を管理するドイツ法典は、1949年に制定された。 (2) 最初のドイツ統一特許法は、1877年に定められた。その後、技術進歩に法律規定を適合させるために特許法の改正が行われた。現在適用されている特許法は、1981年に施行されたものであり、最新の改正は2013年10月24日に行なわれている。 (3) 実用新案法は、1936年に導入され、1986年に改正され、最新の改正は2005年1月21日に行なわれている。 (4) 工業意匠に関する法(意匠法)は、1876年に制定されたものが2004年に改定され、施行された。 (5) 商標法は歴史的発展を遂げる中、商標の役割は原産地を表示することから商品やサービスを識別することへと変ってきた。商標及びその他の標章の保護に関する法(商標法)は、1995年1月1日に施行され、旧商標法に代わるものとなったが、これはドイツの識別標章に関する法を包括的に改正するものとなっている。 (6) 著作権及び隣接権に関する法(著作権法)は、1965年に定められ、2003年9月10日に最新の改正が行なわれている。 (7) 超小型電子半導体製品のトポグラフィーの保護に関する法(半導体保護法)は、1987年10月22日に制定され、2004年3月12日に最新の改正が行なわれている。
⑦所管	特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、半導体保護法

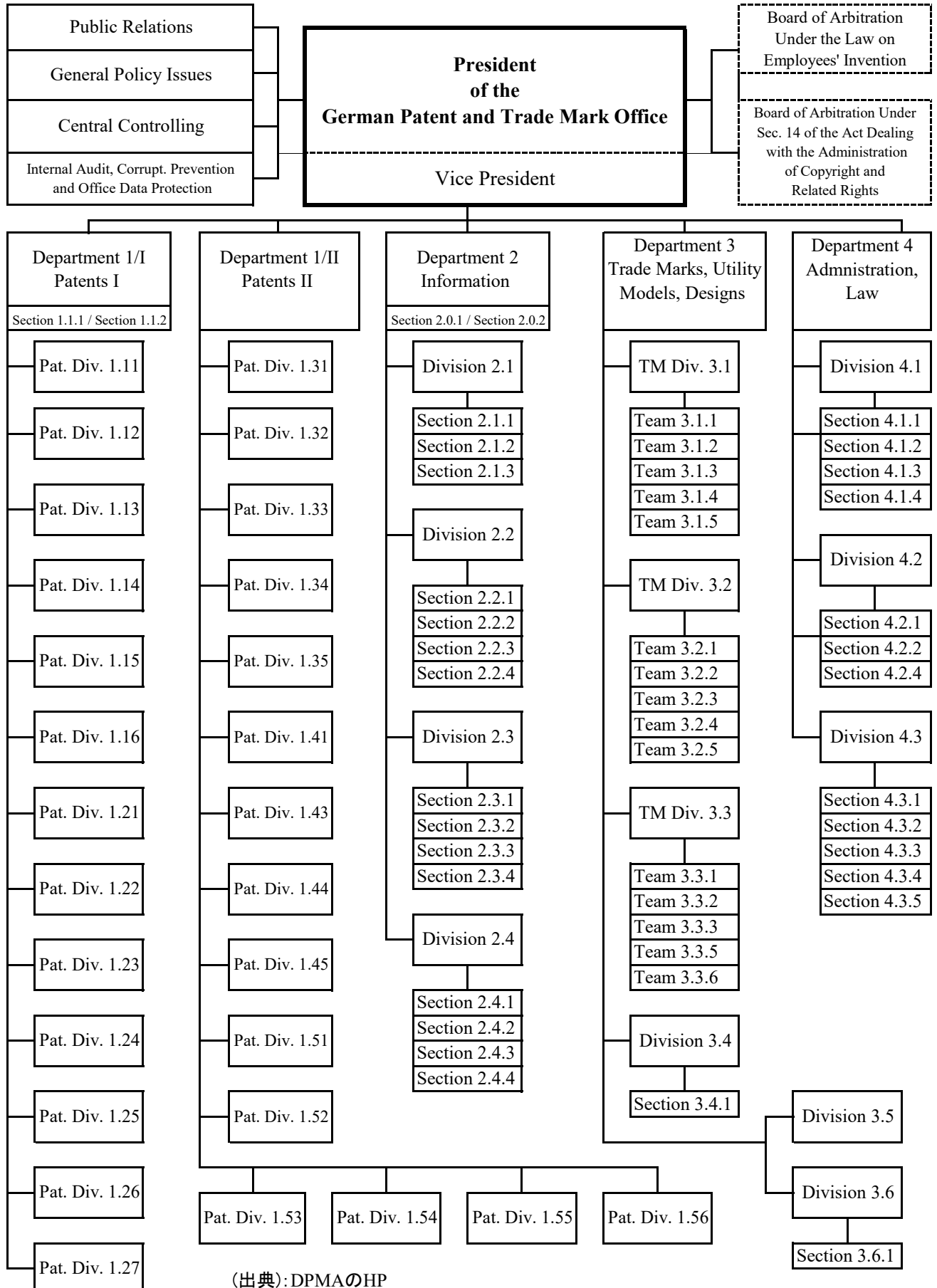
①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)						
⑩加盟条約	WIPO 1970/9/19	ベルヌ 1887/12/5	ブリュッセル 1979/8/25	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1925/6/12		
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1903/5/1	PLT	レコード保護 1974/5/18	ローマ 1966/10/21		
	シンガポール 2009/9/20	TLT 2004/10/16	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14		
	ブタペスト 1981/1/20	ヘーグ			リスボン		
		ロンドンアクト 1939/6/13	ヘーグアクト 1984/8/1	ジュネーブアクト 2010/2/13			
	マドリッド(標章) 1992/12/1	マドプロ 1996/3/20	PCT 1978/1/24	ロカルノ 1990/10/25	ニース 1962/1/29		
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン	WTO 1995/1/1				
	⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
		特許	全数	67,712	67,898	67,434	62,105
			(内 外国出願)	19,927	21,281	20,802	19,845
(内 日本から)			7,279	8,013	7,956	7,247	
(内 PCTルート)			6,238	7,027	7,507	7,525	
実用新案		全数	13,301	12,307	11,668	12,318	
		(内 外国出願)	3,822	3,507	3,236	3,423	
意匠		全数	6,560	6,439	6,155	6,331	
		(内 外国出願)	543	574	639	509	
		(内 日本から)	60	60	58	62	
商標		全数	76,707	75,252	78,323	89,247	
		(内 外国出願)	9,237	9,566	10,032	10,510	
		(内 日本から)	199	194	200	180	
登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年		
特許		全数	15,653	16,367	18,255	17,305	
		(内 外国出願)	5,089	5,578	6,485	6,221	
		(内 日本から)	2,024	2,214	2,744	2,687	
		(内 PCTルート)	1,435	1,623	1,805	1,779	
実用新案		全数	11,882	11,295	10,295	10,735	
		(内 外国出願)	3,987	3,530	3,118	3,321	
意匠	全数	5,917	6,353	5,756	5,338		
	(内 外国出願)	585	522	562	519		
	(内 日本から)	50	62	71	53		
商標	全数	55,641	55,424	60,161	65,202		
	(内 外国出願)	8,073	8,532	9,494	9,705		
	(内 日本から)	219	168	225	191		
(出典): WIPO IP Statistics							

①国名

Federal Republic of Germany (DE)
(ドイツ連邦共和国)

⑫ 組 織

<組織図> ドイツ特許庁(DPMA)は、法務省(Federal Ministry of Justice)の下部組織である。



(出典): DPMAのHP

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年10月8日改正
	③地理的効力の範囲	ドイツ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ドイツに非居住の、又は事務所を有しない出願人は、特許弁護士又は弁護士を代理人として選任しなければならない。 (特許法第25条)
	⑦出願言語	ドイツ語。ドイツ語以外の言語による出願は、3月以内にドイツ語の翻訳文を提出しなければならないが、英語又はフランス語の場合には、12月以内に延長される。 (特許法第35a条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日の翌日から20年。(特許法第16条(1)) なお、ドイツにおいては特許期間延長として利用できるものとして、医薬品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1768/92、及び植物保護製品の特許補足保護証明書(SPC)の発行に関する規則(EEC)No.1610/96があり、最長5年間延長年間延長することができる。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用・内外国刊行物 (特許法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、開示日から6月。(特許法第3条(5)) (1) 発明者又は承継人に対する明白な濫用による開示、又はその濫用の結果による開示 (2) 発明者又は承継人による公の又は公認の国際博覧会における発明の開示の日
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。(特許法第1条(3)、第1a条(1)、第2条、第2a条(1)) (1) 発見、科学上の理論及び数学的方法 (2) 美学的な形態創作 (3) 知的活動、遊戯、又は営業活動のための計画、定則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提供 (5) 生殖細胞を含め、形成及び発達の種々の段階にある人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含め、人体構成要素の1の単なる発見 (6) ヒトをクローン化する方法 (7) ヒトの生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法 (8) ヒトの胚の、工業又は商業目的での使用 (9) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、ヒト又は当該動物に対する実質的な医療上の利益なしに、当該動物を苦しめる虞があるもの。更に、当該方法から生じる動物 (10) 植物及び動物の品種並びに植物及び動物を生産するための本質的に生物学的な方法及び当該方法のみによって得られた植物及び動物 (11) 人間又は動物の身体の外科的又は臨床的処置のための方法、及び人間又は動物の身体に行われる診断方法 (12) 公序良俗に反する発明
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第44条)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査繰延制度と称されるもので、出願日から7年の期間内であれば、審査請求を遅らせることができる。 (特許法第44条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度	無。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
	の有無	
⑮出願公開制度の有無	有	出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第31条(2) 2.)
⑯異議申立制度の有無	有	特許付与の公告日から9月以内に何人も異議申立を行なうことができる。 (特許法第59条(1))
⑰無効審判制度の有無	無	無効審判制度はないが、無効は連邦特許裁判所に提訴することができる。 (特許法第81条)
⑱実施義務	無	特許所有者が、特許発明を実施していない、又はドイツにおいて広く実施されていないときは、特許製品のドイツ市場への十分な供給を確保するために強制実施権設定の対象となる。 (特許法第24条(5))

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 (紙出願) 60 EUR(10クレームまで 30 EUR(10超の各クレームにつき)
		(電子出願) 40 EUR(10クレームまで 20 EUR(10超の各クレームにつき)
		調査料 250 EUR
		審査請求料 350 EUR(国際調査報告書がないとき)
		150 EUR(国際調査報告書があるとき)
		[特許権維持に掛かる費用]
		年金 ※出願の状態に関係なく、出願日から3年目以降は年金を支払う必要あり。
		3年次 70 EUR 11年次 470 EUR 19年次 1,760 EUR
		4年次 70 EUR 12年次 620 EUR 20年次 1,940 EUR
		5年次 90 EUR 13年次 760 EUR 21年次 2,650 EUR
		6年次 130 EUR 14年次 910 EUR 22年次 2,940 EUR
		7年次 180 EUR 15年次 1,060 EUR 23年次 3,290 EUR
		8年次 240 EUR 16年次 1,230 EUR 24年次 3,650 EUR
9年次 290 EUR 17年次 1,410 EUR 25年次 4,120 EUR		
10年次 350 EUR 18年次 1,590 EUR		
⑳料金減免措置 の有無		有。 特許庁に対して、何人に対しても適正な補償と引替に発明の実施を許可する用意がある旨の宣言をしたときは、当該特許の年次手数料は、半額に減額される。(特許法第23条(1))
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無		有。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の 施行年月日	2017年7月17日(BGB1 No.2541)改正
	③地理的効力の 範囲	ドイツ国内のみ
	④他国制度との 関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (実案法第13条(3))
	⑥現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。ドイツに非居住の、又は事務所を有しない出願人は、特許弁護士又は弁護士 を代理人として選任しなければならない。(実案法第28条)
	⑦出願言語	ドイツ語。3月以内にドイツ語の翻訳文を提出することを条件に他の言語で 出願することもできる。
	⑧実用新案権の 存続期間及び起 算日	出願日の翌日から3年。更新により3年延長できる。更に更新により2年ずつ2回 延長できる(最長10年)。(実案法第23条)
	⑨新規性の判断 基準	内外国公知・内外国刊行物 (実案法第3条(1))
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が定められている。期間は開示日から6月。 (1) 案者又は承継人による公認の博覧会における展示による開示(実案法第3条(1))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(実案法第1条(2)、第2条) (1) 発見、科学上の理論及び数学的方法 (2) 美学的な形態創作 (3) 知的活動、遊戯、又は営業活動のための計画、定則及び方法、並びにコン ピュータ・プログラム (4) 情報の提供 (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する虞のある対象 (6) 植物の品種又は動物の種族 (7) 方法及びプロセス
	⑫実体審査の有 無及び審査事項	無。※方式審査、登録可能性自体についてのみ審査される。新規性、進歩性 及び産業上の利用可能性については審査は行われぬ。 (実案法第8条(1))
	⑬審査請求制度 の有無	無。審査請求制度ではないが、特許庁に実用新案登録出願又は登録実用新案 対象の保護適格のために考慮されるべき公知文献の調査を求めることができる (実案法第7条(1))。
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	無。
	⑮出願公開制度 の有無	無。方式要件を満たしているときは登録され、登録の事実、が公報により公告 (公開)され、公衆の閲覧に供される。(実案法第8条(3))
	⑯異議申立制度 の有無	無。
	⑰無効審判制度 の有無	有。何人も実用新案の無効を特許庁に請求することができる。 (実案法第15条)
	⑱実施義務	有。 (実案法第20条で準用する特許法第24条)

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
	⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 (紙出願) 40 EUR (電子出願) 30 EUR
		調査料 250 EUR
	[実用新案権維持に掛かる費用]	
	年金(更新手数料) 4年－6年次 210 EUR(毎年)	
	7年－8年次 350 EUR(毎年)	
9年－10年次 530 EUR(毎年)		
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2017年7月17日改正
	③地理的効力の範囲	ドイツ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第7条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ドイツに非居住の、又は事務所を有しない出願人は、特許弁護士又は弁護士を代理人として選任しなければならない。 (意匠法第58条)
	⑦出願言語	ドイツ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録簿への登録と同時に効力が発生し、出願日から5年。5年ごとに4回、更新できる(最長25年)。 (意匠法第27条、第28条)
	⑨新規性の判断基準	共同体内公知、共同体内刊行物 (意匠法第5条)
	⑩「グレースピリオド」	有。出願人又は承継人により意匠を使用する製品を公衆に開示の日から12月 (意匠法第6条)
	⑪不登録対象	(1)専ら技術的機能によって指示されるもの (2)意匠が組み込まれているか又は利用されている物品が他の物品に機械的に結合されるか、又はその中、周囲若しくはそれに対して設置され、その結果、物品の機能を果たすことができるようにするために、正確な形状及び寸法によって複製される必要のあるもの (3) 公の秩序又は良俗に反するもの (4) 工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2に記載されている事項 (意匠法第3条)
	⑫実体審査の有無	無。(方式要件についてのみ審査が行なわれる)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第1条1.)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠規則第4条)
	⑰「組物」の意匠の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願要件を満たしているときは登録され、意匠公報により公表(公開)される。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願の公開を出願日から30月間だけ繰延べることができる。 (意匠法第21条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所へ提訴することができる。 (意匠法第33条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
	⑭費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (紙出願) 70 EUR (電子出願) 60 EUR [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 6年－10年次 90 EUR(毎年) 11年－15年次 120 EUR(毎年) 15年－20年次 150 EUR(毎年) 21年－25年次 180 EUR(毎年)
	⑮料金減免措置 の有無	無。

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018年12月11日法2357により改正
	③地理的効力の範囲	ドイツ国内のみ (商標法第30条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商標、取引上の表示及び原産地表示 (商標法第1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、動きの商標、色彩商標、位置商標、音響商標、トレードドレス (商標法第3条、第5条)
	⑦出願人資格	自然人、法人(自然人、法人)及びその他(団体) (商標法第7条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ドイツに非居住の、又は事務所を有しない出願人は、弁護士又は弁理士を代理人として選任しなければならない。 (商標法第96条)
	⑪出願言語	ドイツ語 (商標法第93条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から開始し、10年後の出願日が属する月と同じ月の末日に終了する。保護期間は、10年ごとに更新することができる。 (商標法第47条(1)、(2))
	⑬グレースヒリット	公認の国際博覧会における展示日から6月 (商標法第35条)
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第8条) 1. 商品又はサービスについての識別性を有していない商標 2. 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある記号又は表示のみをもって構成された商標 3. 指定する商品又はサービスについて、通用語において又は誠実なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている記号又は表示のみをもって構成された商標 4. 特に、商品若しくはサービスの種類、品質又は原産地について、公衆を欺くようなものである商標 5. 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標 6. 国の紋章、旗章若しくはその他の記章又は国内の地方、地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標 7. 連邦法律官報(BGBl.)における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない監督用及び証明用の公の記号及び印章を含む商標 8. 連邦法律官報における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない国際政府間機関の紋章、旗章若しくはその他の標識、印章又は表示を含む商標 9. 公益に関するその他の規定によりその使用を禁止し得ることが明白である商標
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第10条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第37条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (商標法第38条)

①国名	Federal Republic of Germany (DE) (ドイツ連邦共和国)													
②①出願公開制度の有無	無。方式要件を満たしている出願は、登録後に公報により公告(公開)される。 (商標法第33条(3))													
②②異議申立制度の有無	有。先の商標の所有者は、登録の公告の日から3月以内に異議申立を行なうことができる。(付与後異議申立) (商標法第42条)													
②③無効審判制度の有無	有。 (商標法第50条、第51条、第53条、第54条、第55条)													
②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間の不使用は、不使用使用取消の対象となる。 (商標法第49条)													
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。													
②⑥図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)													
②⑦譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第27条)													
②⑧費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 801 1511 900"> <tr> <td>出願料 (紙出願)</td> <td>300 EUR(3分類まで)</td> <td>100 EUR(3超の各分類につき)</td> </tr> <tr> <td>(電子出願)</td> <td>290 EUR(3分類まで)</td> <td>100 EUR(3超の各分類につき)</td> </tr> <tr> <td>早期審査請求料</td> <td>200 EUR</td> <td></td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 945 1511 999"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>750 EUR(3分類まで)</td> <td>260 EUR(3超の各分類につき)</td> </tr> </table>		出願料 (紙出願)	300 EUR(3分類まで)	100 EUR(3超の各分類につき)	(電子出願)	290 EUR(3分類まで)	100 EUR(3超の各分類につき)	早期審査請求料	200 EUR		存続期間更新料	750 EUR(3分類まで)	260 EUR(3超の各分類につき)
出願料 (紙出願)	300 EUR(3分類まで)	100 EUR(3超の各分類につき)												
(電子出願)	290 EUR(3分類まで)	100 EUR(3超の各分類につき)												
早期審査請求料	200 EUR													
存続期間更新料	750 EUR(3分類まで)	260 EUR(3超の各分類につき)												
②⑨料金減免措置の有無	無。													